

*北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目 次 ページ

規 則

○北海道行政組織規則の一部を改正する規則……………（人事課） 1

規 則

北海道行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第63号

北海道行政組織規則の一部を改正する規則

北海道行政組織規則（昭和41年北海道規則第21号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2款 苫小牧地方環境監視センター（第63条―第65条）」を「第2款 削除」
に、「第7款 サハリン事務所（第169条の2・第169条の3）」を「第7款 サハリン事務所
（第170条・第171条）」に改める。

第5条第2項の表知事政策部の項中「知事室」を「知事室 政策審議局 計画推進局」に
改め、同表企画振興部の項中「地域振興・計画局」を「地域行政局 地域づくり支援局」に
改め、同条第3項の表中

地域振興・計画局	地域づくり支援室 計画室
----------	--------------

を

行政改革局	試験研究機関改革推進室
-------	-------------

に改め、同表林務局の項を削る。

第6条第1項の表総務部の項の次に次のように加える。

知事政策部	総務課
-------	-----

第6条第2項の表中「地域振興・計画局」を「地 域 行 政 局」に改め、同表福祉
局の項中「介護保険課」を「指導監査課」に改め、同表食の安全推進局の項中「畜産振興
課」を「畜産振興課 技術普及課」に改め、同表農業経営局の項中「技術普及課」を削り、
同条第3項の表資源エネルギー課の項を削る。

第7条第1項の知事政策部の事項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2）道の総合開発計画に関する事項

第7条第1項の企画振興部の事項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号
とし、第4号を第3号とし、同条第2項の知事政策部知事室の事項の次に次の2事項を加え
る。

知事政策部政策審議局

道の重要政策の総合的な企画及び調整に関すること。

知事政策部計画推進局

道の総合計画に関すること。

第7条第2項の企画振興部地域振興・計画局の事項中「企画振興部地域振興・計画局」を
「企画振興部地域行政局」に改め、同事項中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、
第4号を第2号とし、第5号から第7号までを削り、同事項の次に次の1事項を加える。

企画振興部地域づくり支援局

地域振興の企画及び総合調整に関すること。

第7条第2項の環境生活部生活局の事項第1号を次のように改める。

（1）犯罪のない安全で安心な地域づくりに関すること（他部の主管に属するものを除
く。）。

第7条第2項の環境生活部生活局の事項中第7号を第8号とし、第2号から第6号までを
1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

（2）犯罪被害者等支援に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。

第7条第2項の農政部食の安全推進局の事項に次の1号を加える。

（5）農業技術の改良普及に関すること。

第7条第2項の農政部農業経営局の事項第4号を削り、同条第3項の企画振興部地域振
興・計画局地域づくり支援室の事項を次のように改める。

総務部行政改革局試験研究機関改革推進室

道立試験研究機関の地方独立行政法人化に関すること。

第7条第3項の企画振興部地域振興・計画局計画室の事項及び水産林務部林務局全国植樹
祭推進室の事項を削る。

第8条の2の行政改革課の事項中第9号を第10号とし、第2号から第8号までを1号ずつ
繰り下げ、第1号の次に次のように加える。

（2）道の経営資源の配分に係る総合調整に関すること。

第8条の2の総務業務センターの事項に次の1号を加える。

(8) 文書の收受及び発送にすること。

第8条の3の法制文書課の事項第6号を次のように改める。

(6) 文書の管理に関する事務の総括にすること。

第9条を次のように改める。

(知事政策部の課)

第9条 知事政策部の課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

(1) 知事政策部の行政の企画及び総合調整にすること。

(2) 知事及び副知事の職務執行の便に供するための資料及び情報の収集並びにこれらの整理にすること。

第9条の3に次の10号を加える。

(3) 経済の調査及び分析にすること。

(4) 国費予算の総合調整にすること。

(5) 社会資本整備の総合調整にすること。

(6) 地方行政連絡会議にすること。

(7) 土地対策の企画及び総合調整にすること（他部の主管に属するものを除く。）。

(8) 国土利用計画及び土地利用基本計画にすること。

(9) 土地取引の規制及び地価の調査にすること（他部の主管に属するものを除く。）。

(10) 不動産鑑定業者及び不動産鑑定士にすること。

(11) 水の有効利用にすること（他部の主管に属するものを除く。）。

(12) 千歳川流域の治水対策にすること（他部の主管に属するものを除く。）。

第9条の4（見出しを含む。）中「企画振興部地域振興・計画局」を「地域行政局」に改める。

第10条の3の環境保全課の事項第9号を次のように改める。

(9) 苫小牧地方における環境の監視及び調査にすること。

第10条の3の自然環境課の事項に次の1号を加える。

(5) 知床世界自然遺産にすること（他部課の主管に属するものを除く。）。

第11条のくらし安全課の事項第1号を次のように改める。

(1) 犯罪のない安全で安心な地域づくりに係る企画及び総合調整並びに推進にすること（他部の主管に属するものを除く。）。

第11条のくらし安全課の事項中第10号を第12号とし、第2号から第9号までを2号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 犯罪被害者等の支援に係る企画及び総合調整並びに推進にすること（他部の主管に属するものを除く。）。

(3) 人権啓発の調整及び推進にすること（他部の主管に属するものを除く。）。

第12条の2の健康推進課の事項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号から第14号までを1号ずつ繰り上げ、同条の国民健康保険課の事項第6号中「老人の医療給付」を「後期高齢者医療に係る事業の総合的な企画及び調整」に改め、同事項に次の1号を加える。

(7) 後期高齢者医療に係る事業の運営指導にすること。

第12条の3の高齢者保健福祉課の事項第3号中「関すること」の次に「（他課の主管に属するものを除く。）」を加え、同事項に次の3号を加える。

(6) 介護保険事業の総合的な企画及び調整にすること。

(7) 介護保険事業の運営指導にすること。

(8) 介護支援専門員の養成及び資質の向上にすること。

第12条の3の介護保険課の事項を次のように改める。

指導監査課

(1) 社会福祉法人その他の社会福祉事業団体及び社会福祉施設並びに社会福祉事業にすること（他課の主管に属するものを除く。）。

(2) 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者の指定並びに運営等の指導及び監査にすること。

(3) 老人福祉施設及び有料老人ホームの認可、届出、指導及び監査にすること。

(4) 介護支援専門員の登録及び管理にすること。

第12条の3の障害者保健福祉課の事項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

第13条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 景気対策の総合調整にすること。

第13条の2の商業経済交流課の事項第7号を削る。

第13条の3第2項を削る。

第14条に次の1事項を加える。

技術普及課

(1) 農業技術の改良普及にすること。

(2) 農業気象にすること。

(3) 農業に係る試験研究の調整にすること。

(4) 農業試験場及び農業改良普及センターにすること。

第14条の2中「農政部食の安全推進局」を「農政部農業経営局」に改め、技術普及課の事項を削る。

第20条の3の建築指導課の事項第3号中「身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の

建築」を「障害者等の移動等の円滑化」に改める。

第27条の見出しを「（代表課）」に改め、同条第1項中「課等は」を「課は」に、「課等（以下「代表課等」を「課（以下「代表課」に改め、同項の知事政策部の事項中「部長の指定する参事」を「総務課」に改め、同条第2項中「代表課等」を「代表課」に、「当該課等」を「当該課」に改め、同項第8号中「代表課等」を「代表課」に改める。

第28条第1項の表技監の事項中「代表課等」を「代表課」に改め、同条第2項中「その他の部」の次に「又は局」を、「部長」の次に「又は局の局長」を加える。

第29条及び同条の表中「、室」を削り、同表北海道政策評価委員会の項の次に次のように加える。

北海道公益認定等審議会

行政改革局行政改革課

第29条の表中

北海道総合開発委員会	企画振興部	地域振興・計画局計画室
北海道国土利用計画審議会		地域振興・計画局計画室

を

北海道総合開発委員会	知事政策部	計画推進局
北海道国土利用計画審議会	企画振興部	総務課

に改め、同表北海道土地利用審査会の項中「地域振興・計画局計画室」を「総務課」に改め、同表自治紛争処理委員の項、北海道固定資産評価審議会の項及び北海道本人確認情報保護審議会の項中「地域振興・計画局市町村課」を「地域行政局市町村課」に改め、同表中

市町村合併調整委員	地域主権局
-----------	-------

を

市町村合併調整委員	地域主権局
北海道道州制特別区域提案検討委員会	地域主権局

に、

北海道介護保険審査会	福祉局介護保険課
------------	----------

を

北海道後期高齢者医療審査会	保健医療局国民健康保険課
北海道介護保険審査会	福祉局高齢者保健福祉課

に改め、同表北海道美しい景観のくにづくり審議会の項中「北海道美しい景観のくにづくり審議会」を「北海道景観審議会」に改める。

第40条第1項の環境生活課の事項中第13号を第15号とし、第2号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 犯罪のない安全で安心な地域づくりに関すること。

(3) 犯罪被害者等支援に関すること。

第40条第2項の建設指導課の事項第10号中「の取締り」を削り、同事項中第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 景観づくりの推進に関すること。

第44条の2第3項中「支所」を「大阪支所」に、「第43条第4号」を「第43条第3号及び第4号」に改め、同条に次の1項を加える。

4 名古屋支所の分掌事務は、第43条第4号に掲げる事務とする。

第3章第4節第2款を次のように改める。

第2款 削除

第63条から第65条まで 削除

第101条の表北海道立釧路高等看護学院の項を削る。

第169条第2号を次のように改める。

(2) 研究実績の公表に関すること。

第3章第6節第7款の2を削る。

第3章第6節第7款中第169条の3を第171条とし、第169条の2を第170条とする。

第190条第5項技術普及部の事項第3号中「改良普及員」を「普及指導員」に改める。

第228条第2項を削る。

第236条第3項を削る。

第262条の17第1項の健康推進課の事項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第13号までを1号ずつ繰り上げる。

第270条の13第1項の建設指導課の事項第10号中「の取締り」を削り、同事項中第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 景観づくりの推進に関すること。

第270条の15第2項中「小樽土木現業所共和出張所」の次に「、留萌土木現業所遠別出張所」を加える。

附則第6項中「代表課等」を「代表課」に改める。

別表第2の2の1の表上川保健福祉事務所名寄社会福祉事務出張所の項中「上川郡下川

町」を「上川郡剣淵町 下川町」に改める。

別表第8中

福祉局高齢者保健福祉課	医療参事	上司の命を受け、介護老人保健施設及び老人訪問看護事業所に関する指導等の事務に従事する。
福祉局介護保険課	医療参事	上司の命を受け、指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者に関する指導等の事務に従事する。

を

福祉局高齢者保健福祉課	医療参事	上司の命を受け、高齢者保健福祉等の保健医療に関する指導等の事務に従事する。
福祉局指導監査課	医療参事	上司の命を受け、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定相談支援事業者、老人福祉施設及び有料老人ホームの指導及び監査に関する事務に従事する。

に、同

表農政部の部中「農業経営局技術普及課」を「食の安全推進局技術普及課」に、「改良普及員」を「普及指導員」に改め、同表水産林務部の部中「水産業改良普及員」を「水産業普及指導員」に、「林業改良指導員」を「林業普及指導員」に改める。

別表第8その2 総務部行政改革局の項中「地方独立行政法人に関すること」の次に「（他室の主管に属するものを除く。）」を加え、同項の次に次のように加える。

総務部行政改革局 試験研究機関改革 推進室	道立試験研究機関の地方独立行政法人化に関する事務
-----------------------------	--------------------------

別表第8その2中

知事政策部	次に掲げる事務 1 重要政策の企画立案に関すること。 2 重要政策の総合調整に関すること。 3 専門委員に関すること。 4 知事及び副知事の職務執行の便に供するための資料及び情報の収集並びにこれらの整理に関すること。 5 第27条第2項に定める代表課等の事務に関すること。
-------	---

を

知事政策部政策審議局	次に掲げる事務 1 重要政策の企画立案に関すること。 2 重要政策の総合調整に関すること。
知事政策部計画推進局	次に掲げる事務 1 道の総合計画に関すること。 2 北海道総合開発計画等の国の計画との総合調整に関すること。

に改め、同表その2 企画振興部地域振興・計画局地域づくり支援室の項中「企画振興部地域振興・計画局地域づくり支援室」を「企画振興部地域づくり支援局」に改め、同項中3の事項を削り、4の事項を3の事項とし、5の事項及び6の事項を削り、同表その2 企画振興部地域振興・計画局計画室の項、環境生活部環境局の項及び水産林務部林務局全国植樹祭推進室の項を削る。

別表第10の(1)の表中「、苫小牧地方環境監視センター」を削り、「東京事務所の室」の次に「及び課」を加え、「、改良普及員」を「、普及指導員」に、「水産業改良普及員」を「水産業普及指導員」に、「林業改良指導員」を「林業普及指導員」に改める。

別表第11の(1)の表中	原子力環境センター 苫小牧地方環境監視センター	を	原子力環境センター	に改め、同表子ども総合医療・療育センターの相談支援課の項及び道立病院の項を削り、同表農業大学校の教務課の項中「講師等」を「主査等」に改め、同表中
--------------	----------------------------	---	-----------	--

合医療・療育センターの相談支援課の項及び道立病院の項を削り、同表農業大学校の教務課の項中「講師等」を「主査等」に改め、同表中

環境科学研究センター 苫小牧地方環境監視センターの課	を	環境科学研究センター	に、	子ども総合医療・療育センターの部、室、課及び室の課	を
子ども総合医療・療育センターの部、室、課及び室の課	に、	肢体不自由児施設の課 児童自立支援施設の課 シンガポール事務所	を	身体障害者リハビリテーションセンターの課 肢体不自由児施設の課 児童自立支援施設の課	に、

「

道立病院
道立精神科病院

」

栄養指導科
長

上司の命を受け、担任の栄養指導業務に従事する。

を

「

道立病院
道立精神科病院

」

副総看護師長

総看護師長を補佐し、担任の看護業務を整理する。

に、

「

子ども総合医療・療育センターの看護部

」

を

「

道立病院
道立精神科病院
子ども総合医療・療育センターの看護部

」

に改め、同表の(2)の表中

「

室蘭土木現業所の出張所の総合治水事務所
高等技術専門学院の分校

」

を

「

室蘭土木現業所の出張所の総合治水事務所

」

に、「改良普及員」を「普及指導員」に、

「

土木現業所のダム建設事務所

」

主幹

上司の命を受け、所の主管に属する特定の事務に従事する。

を

「

土木現業所のダム建設事務所

」

主幹

上司の命を受け、所の主管に属する特定の事務に従事する。

に改める。

「

高等技術専門学院の分校

」

主幹

上司の命を受け、民間人材育成支援に関する特定の事務に従事する。

に改める。

別表第15の(1)の表中

「

専門普及員

」

上司の命を受け、担任の改良普及等に関する専門的業務に従事する。

「

専門指導員

」

上司の命を受け、林業の技術の指導等に関する専門的業務に従事する。

を

「

専門普及指導員

」

上司の命を受け、担任の改良普及等に関する専門的業務に従事する。

「

専門指導職員

」

上司の命を受け、担任の改良普及等に関する専門的業務の補助業務に従事する。

に改め、同表の(2)の表無線通信士の項を削り、同表中

「

改良普及員

」

上司の命を受け、改良普及に関する業務に従事する。

を

「

普及指導員

」

上司の命を受け、改良普及に関する業務に従事する。

「

普及職員

」

上司の命を受け、改良普及に関する業務の補助業務に従事する。

に、「水産業改良普及員」を「水産業普及指導員」に、「林業改良指導員」を「林業普及指導員」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)

2 施行日の前日において現に次の表の左欄に掲げる本庁及び出先機関の内部組織の職員である者は、別に発令をされない限り、同一の勤務条件をもって、当該右欄に掲げる本庁及び出先機関の内部組織の相当の職員となるものとする。

知事政策部（参事の職務に係る者に限る。）	知事政策部総務課
企画振興部地域振興・計画局市町村課	企画振興部地域行政局市町村課
企画振興部地域振興・計画局統計課	企画振興部地域行政局統計課
企画振興部地域振興・計画局地域づくり支援室（経済調査グループ及び経済分析グループの職員である者に限る。）	企画振興部総務課
企画振興部地域振興・計画局地域づくり支援室（経済調査グループ及び経済分析グループの職員である者を除く。）	企画振興部地域づくり支援局
企画振興部地域振興・計画局計画室（社会資本グループ、土地水調整グループ及び土地利用計画グループの職員である者に限る。）	企画振興部総務課

企画振興部地域振興・計画局計画室（社会資本グループ、土地水調整グループ及び土地利用計画グループの職員である者を除く。）	知事政策部計画推進局
環境生活部環境局（参事の職務に係る者に限る。）	環境生活部環境局自然環境課
苫小牧地方環境監視センター	環境生活部環境局環境保全課
苫小牧地方環境監視センター総務課	環境生活部環境局環境保全課
苫小牧地方環境監視センターシステム技術課	環境生活部環境局環境保全課
苫小牧地方環境監視センター環境監視課	環境生活部環境局環境保全課
保健福祉部福祉局介護保険課（保険運営グループの職員である者に限る。）	保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課
保健福祉部福祉局介護保険課（保険運営グループの職員である者を除く。）	保健福祉部福祉局指導監査課
経済部産業立地推進局資源エネルギー課産業地域振興対策室	経済部産業立地推進局資源エネルギー課
農政部農業経営局技術普及課	農政部食の安全推進局技術普及課
建設部総務課（道州制の推進に係る事務を処理すべきこととされている者に限る。）	建設部建設管理局建設政策課
留萌土木現業所遠別出張所施設保全室	留萌土木現業所遠別出張所

- 3 施行日の前日において現に次の表の左欄に掲げる職にある者であって、別に発令をされないものは、引き続き当該右欄の職を命ぜられるものとする。

苫小牧地方環境監視センター次長	環境生活部環境局環境保全課主幹
苫小牧地方環境監視センターシステム技術課長	環境生活部環境局環境保全課主査
苫小牧地方環境監視センター環境監視課長	環境生活部環境局環境保全課主査
身体障害者リハビリテーションセンター企画調整課給食係長	身体障害者リハビリテーションセンター企画調整課主査
旭川肢体不自由児総合療育センター庶務課給食係長	旭川肢体不自由児総合療育センター庶務課主査
食品加工研究センター企画調整部総務課企画係長	食品加工研究センター企画調整部研究企画係長

食品加工研究センター企画調整部主査	食品加工研究センター企画調整部総務課主査
障害者職業能力開発校訓練第二課建築設計科長	障害者職業能力開発校訓練第二課建築デザイン科長
石狩保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課保険運営係長	石狩保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課主査
石狩保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課運営指導係長	石狩保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課保険指導係長
札幌土木現業所企画総務部企画調整室技術指導係長	札幌土木現業所企画総務部企画調整室主査
札幌土木現業所企画総務部企画調整室設計監理係長	札幌土木現業所企画総務部企画調整室主査
渡島保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課保険運営係長	渡島保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課主査
渡島保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課運営指導係長	渡島保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課保険指導係長
函館土木現業所企画総務部企画調整室技術指導係長	函館土木現業所企画総務部企画調整室主査
函館土木現業所企画総務部企画調整室設計監理係長	函館土木現業所企画総務部企画調整室主査
檜山保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課保険運営係長	檜山保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課主査
檜山保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課主査（運営指導に係る事務を処理すべきこととされている主査に限る。）	檜山保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課保険指導係長
後志保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課保険運営係長	後志保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課主査
後志保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課運営指導係長	後志保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課保険指導係長
小樽土木現業所企画総務部企画調整室技術指導係長	小樽土木現業所企画総務部企画調整室主査
小樽土木現業所企画総務部企画調整室設計監理係長	小樽土木現業所企画総務部企画調整室主査
空知保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課保険運営係長	空知保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課主査

空知保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課 運営指導係長	空知保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課 保険指導係長	胆振保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課 保険運営係長	胆振保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課 主査
上川保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課 保険運営係長	上川保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課 主査	胆振保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課 運営指導係長	胆振保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課 保険指導係長
上川保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課 運営指導係長	上川保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課 保険指導係長	室蘭土木現業所企画総務部企画調整室技術 指導係長	室蘭土木現業所企画総務部企画調整室主査
旭川土木現業所企画総務部企画調整室技術 指導係長	旭川土木現業所企画総務部企画調整室主査	室蘭土木現業所企画総務部企画調整室設計 監理係長	室蘭土木現業所企画総務部企画調整室主査
旭川土木現業所企画総務部企画調整室設計 監理係長	旭川土木現業所企画総務部企画調整室主査	日高保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課 保険運営係長	日高保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課 主査
留萌保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課 保険運営係長	留萌保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課 主査	日高保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課 主査（運営指導に係る事務を処理すべきこ ととされている主査に限る。）	日高保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課 保険指導係長
留萌保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課 主査（運営指導に係る事務を処理すべきこ ととされている主査に限る。）	留萌保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課 保険指導係長	十勝保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課 保険運営係長	十勝保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課 主査
留萌土木現業所企画総務部企画調整室技術 指導係長	留萌土木現業所企画総務部企画調整室主査	十勝保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課 運営指導係長	十勝保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課 保険指導係長
留萌土木現業所企画総務部企画調整室設計 監理係長	留萌土木現業所企画総務部企画調整室主査	帯広土木現業所企画総務部企画調整室技術 指導係長	帯広土木現業所企画総務部企画調整室主査
宗谷保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課 保険運営係長	宗谷保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課 主査	帯広土木現業所企画総務部企画調整室設計 監理係長	帯広土木現業所企画総務部企画調整室主査
宗谷保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課 主査（運営指導に係る事務を処理すべきこ ととされている主査に限る。）	宗谷保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課 保険指導係長	帯広土木現業所事業部治水課防災係長	帯広土木現業所事業部治水課防災漁港係長
稚内土木現業所企画総務部企画調整室技術 指導係長	稚内土木現業所企画総務部企画調整室主査	釧路保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課 保険運営係長	釧路保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課 主査
稚内土木現業所企画総務部企画調整室設計 監理係長	稚内土木現業所企画総務部企画調整室主査	釧路保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課 主査（運営指導に係る事務を処理すべきこ ととされている主査に限る。）	釧路保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課 保険指導係長
網走保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課 保険運営係長	網走保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課 主査	釧路土木現業所企画総務部企画調整室技術 指導係長	釧路土木現業所企画総務部企画調整室主査
網走保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課 運営指導係長	網走保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課 保険指導係長	釧路土木現業所企画総務部企画調整室設計 監理係長	釧路土木現業所企画総務部企画調整室主査
網走土木現業所企画総務部企画調整室技術 指導係長	網走土木現業所企画総務部企画調整室主査	根室保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課 保険運営係長	根室保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課 主査
網走土木現業所企画総務部企画調整室設計 監理係長	網走土木現業所企画総務部企画調整室主査	専門普及員	専門普及指導員
		専門指導員	専門普及指導員

改良普及員	普及指導員
水産業改良普及員	水産業普及指導員
林業改良指導員	林業普及指導員